

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例新旧対照表（案）

旧					新				
本則・付則 省略					本則・付則 省略				
別表第1 省略					別表第1 省略				
別表第2 生活環境項目（窒素および ^{りん} を除く。）に係る上のせ排水基準					別表第2 生活環境項目（窒素および ^{りん} を除く。）に係る上のせ排水基準				
1 既設の特定事業場に係る上のせ排水基準					1 既設の特定事業場に係る上のせ排水基準				
項目および許容限度			省略	大腸菌群数	項目および許容限度			省略	大腸菌数
区分	1日の平均的な 排出水の総量			〔単位1立方 センチメートルに つき個〕	区分	1日の平均的な 排出水の総量			〔単位1ミリリッ トルにつきコロ ニー形成単位〕
製 造 業	省略	省略	省略		製 造 業	省略	省略	省略	
その 他の 業 種 等	省略	省略		3,000	その 他の 業 種 等	省略	省略		800
備考 省略					備考 省略				

2 新設の特定事業場に係る上のせ排水基準

項目および許容限度		省略	大腸菌群数
区分			(単位 1立方 センチメートルに つき個)
製 造 業	省略	省略	3,000
その 他の 業種 等	省略	省略	

備考 省略

別表第3 省略

2 新設の特定事業場に係る上のせ排水基準

項目および許容限度		省略	大腸菌数
区分			(単位 1ミリリッ トルにつきコロ ニ-形成単位)
製 造 業	省略	省略	800
その 他の 業種 等	省略	省略	

備考 省略

別表第3 省略